

## 新座市社会福祉協議会愛のいずみ福祉基金設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新座市社会福祉協議会愛のいずみ福祉基金（以下「基金」という。）の規程及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 基金は、在宅高齢者福祉の充実、障がい児者及び低所得者の援助並びにボランティア活動の促進を助長し、住民と市が一体となり地域ぐるみの福祉活動の推進を図ることを目的として、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に設置する。

(積立て)

第3条 基金は、市の補助金及び市民・団体等の寄付金を積立てるものとする。

2 寄付者の善意を永久に顕彰するため、基金の中に名義人基金を設置する。

3 名義人基金の額は、一口50万円以上の寄付金額とする。

4 寄付金額が50万円未満の場合で、5か年以内に前項の金額に到達した場合には、到達した月をもって同様の扱いとする。

(管理)

第4条 基金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理するものとする。

(運用)

第5条 基金の一部を、次の事業に要する費用に充てるものとする。

- (1) 在宅高齢者福祉事業
- (2) 障がい児者福祉事業
- (3) 低所得者援護事業
- (4) ボランティア活動の促進に関する事業
- (5) その他福祉向上を図る事業

(運営)

第6条 基金の運営は、基金運営委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 委員会は、市社協助成金等審査委員会が兼務する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が委員会及び市に協議し、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、交付の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 従前の新座市社会福祉協議会愛のいずみ福祉基金設置規程（昭和63年1月14日）を廃止する。

附 則

この規程は、平成2年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から施行する。